

# 日本年金機構からのお知らせ

## ご案内 賞与支払届の提出をお願いします

被保険者および70歳以上被用者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要となります。厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、賞与の支給がある場合には、届出もれがないようご注意願います。

なお、本年度より「賞与支払届総括表」は廃止となっています。

※賞与支払予定月にいずれの被保険者および70歳以上被用者に対しても賞与を支給しなかった場合は、「賞与不支給報告書」をご提出いただくようお願いいたします。

※賞与支払予定月を過ぎても、「賞与支払届」または、「賞与不支給報告書」の提出がない場合は、「賞与支払届」を提出いただくよう勧奨を行っています。

## ご案内 賞与支払届の提出は電子申請が便利です

- ・「いつでも」「場所を選ばず」申請でき、「郵送費の節約」にもなります。

※賞与の支給がなかった場合に提出する「賞与不支給報告書」もe-Govから電子申請可能です。

- ・特定の法人※の事業所は電子申請による提出が義務化されています。

該当される事業所においては、必ず電子申請をお願いいたします。

※資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人、特定目的会社

### ＼電子申請に興味があるけど、始めるまでの手順がよくわからない方へ／

電子申請の利用手順を説明している動画をご用意しています。

また、電子申請に関するよくあるお問い合わせに、相談チャットでいつでもお答えいたします。

→詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ特集ページ」をご確認ください。

## お願い 電子媒体での届出には「電子媒体届書総括票」の添付が必要です

電子媒体（CD・DVD）で届出を頂く際は、電子媒体に収録された内容を示す「電子媒体届書総括票」も忘れずに提出してください。

なお、「電子媒体届書総括票」は、届書作成プログラムで作成することができます。

※日本年金機構では、電子申請の利用をお勧めしています。

電子媒体申請をご利用いただいている場合は、簡単に移行できますので、ぜひ、切替をご検討ください。

詳しくは、上段「賞与支払届の提出は電子申請が便利です」を参照してください。



Q 夫婦ともに収入があり被用者保険の被保険者である場合、子どもはどちらの被扶養者となるでしょうか。

A 被扶養者の認定は、年間収入の多い方の被扶養者として認定を行います。

申請を行う被保険者の年間収入は、現時点の収入や将来の収入などから今後1年間の収入を見込んだ額を算出してください。

Q 子どもを被扶養者としていましたが、育児休業を取得し一時的に収入が減少する見込みです。

夫婦の収入が逆転した場合、扶養の削除の手続きが必要でしょうか。

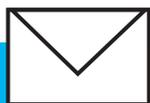
A 主として生計を維持していた被保険者が育児休業等を取得したことにより一時的に夫婦の年間収入が逆転した場合等においても、被扶養者の異動にかかる手続きは不要です。

Q 育児休業中に新たに子を被扶養者とする場合、どちらの扶養となるでしょうか。

A 原則として、届出時点における実態に応じて被扶養者の認定審査を行うため、その時点で見込んだ年間収入が多い方の被扶養者として認定を行います。

ただし、全国健康保険協会の被保険者で、第1子が当該被保険者の扶養となっており、新たな子ども同じ被保険者の扶養を希望する場合は、「被保険者は育児休業等期間中であり、第2子も第1子と同じく扶養することを希望している。」旨を届書の申立書欄に記載して届出いただくことにより、夫婦間の年間収入の比較によらず認定を行います。

なお、上記のような年間収入の比較によらない認定方法は、加入されている医療保険者によって異なりますので、事前に加入先へご確認のうえ届出を行ってください。



## 年金だより

### あなたの年金 簡単便利な「ねんきんネット」で！

「ねんきんネット」は、ご自身の年金に関する情報をパソコンやスマートフォンからいつでもどこでも確認できるサービスです。

◇ご自身の「国民年金の記録」や、「お勤めになられた会社の履歴」など確認することができます。

◇「年金の受給開始を遅らせた場合」や「働きながら年金を受け取る場合」など状況に合わせて年金の見込額を試算することができます。

◇「ねんきんネット」を利用するには「ご利用登録」が必要です。日本年金機構ホームページから「新規登録」を行うほか、マイナポータルからログインすることもできます。

従業員の皆さまへぜひご周知くださるようお願いいたします。

### 出張による年金相談所のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※事前予約制となっており、定員になり次第締め切らせていただく地域もございます。

「ねんきんネット」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部の「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」のURLまたは二次元コードよりご確認ください。

#### 日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



#### ツイッター 公式アカウント @Nenkin\_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。是非フォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>